

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	私立学校被災生徒授業料等軽減事業補助金の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長野県は、私立学校被災生徒授業料等軽減事業補助金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

長野県が情報システムに関する基本を示すために定めた「長野県情報セキュリティポリシー」に基づき、情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するための対策を講じている。

評価実施機関名

長野県知事

公表日

令和4年8月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	私立学校被災生徒授業料等軽減事業補助金の支給に関する事務
②事務の概要	○私立学校被災生徒授業料等軽減事業補助金交付要綱による私立学校被災生徒授業料等軽減事業補助金の支給に関する事務であって規則で定めるもの。具体的な事務の内容は以下のとおり。 1 補助金交付申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ①東日本大震災で被災した者の内、授業料等軽減事業補助金対象者に対して就園奨励費補助金、就学支援金及び学び直し支援金に上乗せ補助を行った学校から提出される補助金交付申請書及び所得確認書類(マイナンバーを含む)を受け付け、内容を審査し、補助金の交付決定及び通知を行う。 ② 交付決定した学校に対して、補助金を交付する。
③システムの名称	(未整備)
2. 特定個人情報ファイル名	
私立学校被災生徒授業料等軽減事業補助金受給情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、「番号法」という。)第9条第2項 ○個人番号の利用並びに特定個人情報の提供及び提供に関する条例(平成27年長野県条例第43号。以下「番号利用条例」という。)第2条第1項 別表第1の項番2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ○番号法第19条第9号及び番号利用条例第2条第3項 別表第2の項番11
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	長野県県民文化部私学振興課
②所属長の役職名	私学振興課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁西庁舎1階 長野県行政情報センター TEL:026-235-7060(直通) FAX:026-235-7370 上記の他、県内10箇所の地域振興局行政情報コーナー http://www.pref.nagano.lg.jp/kokai/kensei/tokei/johokokai/teikyo/joho-center/index.html
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁7階 長野県県民文化部私学振興課 TEL:026-235-7058(直通)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I-5 ①部署	長野県県民文化部私学・高等教育課	長野県県民文化部私学振興課	事後	平成30年4月1日の組織改正に伴う変更のため。
平成30年4月1日	I-5 ②所属長	私学・高等教育課長 青木 淳	私学振興課長 布山 澄	事後	平成30年4月1日の組織改正に伴う変更のため。
平成30年4月1日	I-8 連絡先	〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁7階 長野県県民文化部私学・高等教育課私学係 TEL:026-235-7058(直通)	〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁7階 長野県県民文化部私学振興課 TEL:026-235-7058(直通)	事後	平成30年4月1日の組織改正に伴う変更のため。
平成31年4月1日	II-1,2 いつの時点の計数か	平成30年1月1日	平成31年1月1日	事後	評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更には該当しない。
平成31年4月1日	IV リスク対策	(項目なし)	(新規記入)	事後	知事が実施する特定個人情報保護評価実施要領様式の改正に伴うもの。
平成31年4月1日	I-5 ②所属長	私学振興課長 布山 澄	私学振興課長	事後	様式変更による変更のため
令和2年4月1日	II-1,2 いつの時点の計数か	平成31年1月1日	令和2年1月1日	事後	評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更には該当しない。
令和3年4月1日	II-1,2 いつの時点の計数か	令和2年1月1日	令和3年1月1日	事後	評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更には該当しない。
令和3年4月1日	I-4 法令上の根拠	○番号法第19条第9号及び番号利用条例第2条第3項 別表第2の項番11	○番号法第19条第10号及び番号利用条例第2条第3項 別表第2の項番11	事後	令和3年5月19日の改正に伴う変更のため